

議案第46号

読谷村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

読谷村固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年読谷村条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に改め、同条第6号中「第2条第37号」を「第2条第36号」に、「法人税法第81条の22第1項」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」という。）第81条の22第1項」に、「法人税法第2条第12号の6の7」を「令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7」に、「同条第12号7の7」を「同条第12号の7の7」に改める。

第3条中「第6条第5項」を「第6条第4項」に、「令和4年3月31日までの間に」を「令和7年3月31日までの間に、沖振法第7条の2第8項に規定する認定観光地形成促進措置実施計画に従って」に、「対象施設（以下「特定民間観光関連施設」という。）」を「対象施設」に、「青色申告者等」を「青色申告者等（沖振法第7条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第8条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）」に、「沖振法第8条で定める特定民間観光関連施設」を「当該対象施設」に、「これらの敷地」を「当該家屋若しくは当該構築物の敷地」に、「構築物の建設」を「当該構築物の建設」に改める。

第4条中「第28条第5項」を「第28条第4項」に、「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業」を「第29条の2第8項に規定する認定情報通信産業振興措置実施計画に従って、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の9第1項の表の第2号の第3欄に掲げる事業」に、「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条の5の5第1項、第42条の12の6第1項又は第68条の15の6の2第1項」を「租税特別措置法第10条の5の5第1項又は第42条の12の6第1項」に、

「認定特定高度情報通信技術活用整備」を「認定特定高度情報通信技術活用設備」に、「青色申告者等」を「青色申告者等（沖振法第29条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第31条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）」に、「これらの敷地」を「当該家屋若しくは当該構築物の敷地」に、「構築物の建設」を「当該構築物の建設」に改める。

第5条の見出し中「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に改め、同条中「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に、「産業高度化・事業革新促進計画」を「産業イノベーション促進計画」に、「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、製造業等又は」を「第35条の3第8項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、沖振法第3条第9号に規定する製造業等又は同条第10号に規定する」に、「供する設備のうち、租税特別措置法」を「供する租税特別措置法」に、「沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の確認を受けた青色申告者等」を「青申告者等（沖振法第35条の3第6項に規定する認定事業者で、沖振法第36条に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）」に、「若しくは家屋又はその敷地」を「家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地」に、「当該家屋の建設」を「当該家屋又は当該構築物の建設」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の読谷村固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条から第5条までの規定は、令和4年4月1日以後に施設又は設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除について適用し、同日前に施設又は設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

- 3 令和4年4月1日から同年9月30日（その日までに、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第7号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。以下「新法」という。）第6条第4項の規定による観光地形成促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間に沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第29号）第1条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設を新設し、又は増設した場合には、当該施設は、同年3月31日において新設し、又は増設したものとみなす。
- 4 令和4年4月1日から同年9月30日（その日までに、新法第28条第4項の規定による情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間に改正法第1条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法（以下「旧法」という。）第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した場合には、当該設備は、同年3月31日において新設し、又は増設したものとみなす。
- 5 令和4年4月1日から同年9月30日（その日までに、新法第35条第4項の規定による産業イノベーション促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間に旧法第3条第9号に規定する製造業等又は同条第10号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した場合には、当該設備は、同年3月31日において新設し、又は増設したものとみなす。

令和4年9月28日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實